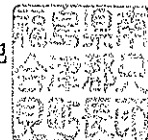


19 只環整第 114 号
平成 19 年 5 月 7 日

国土交通省道路局長 殿

福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039 番地

只見町長 小沼 昇



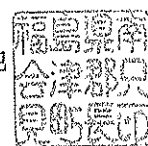
中期的な計画の作成にあたっての意見について

先に依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり回答いたします。

国土交通省道路局長 殿

福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039 番地

只見町長 小沼 昇



中期的な計画の作成にあたっての意見

1) 優先度の高い政策の前提として

道路特定財源は、必要な道路整備、付随した施設の整備のための目的税であり、日常的な渋滞解消、物資の流通広域高速化等国民の多くが道路ネットワークの整備を望んでいる今日目的外の使用は、認める事はできない。

従って、国民生活レベルの向上、均等化した国土発展のために道路特定財源は余すことなくその目的のために使用すべきであり一般財源化は断じて容認できるものではない。

2) 重点化を進める上で特に優先度の高い政策

都市に比べて、公共交通機関の少ない地方では車は最も重要な移動手段であり、地方の道路整備は住む人の生活を支え、地域を元気にするための町づくりの根幹をなす最重要事業である。

特に中山間地域、積雪地域においては、地域間を結ぶ幹線道路ネットワーク、冬期間の通行止め解消等、まだまだ地方の道路整備は必要である。

今後の計画にあたっては、交付金制度の補助率アップ、手続きの簡素化等道路特定財源の見直しを図り、地方への予算配分を高め地域が望む道路整備の充実を図るべきである。

3) 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

施設は全てが新しくなくてもいい。厳しい財政事情を考慮し、道路橋梁等既存の施設を利用した道路整備、コスト縮減に努めさらに整備投資の集中化で、事業のスピードアップによる事業効果の早期実現を図るべき。

4) 道路の整備、管理全般に関すること

地域に応じた道路整備、特に積雪地域での整備、管理は容易でないことから雪国仕様の整備の仕方があるべき。